

—みんなの幸せは、差別のないあたたかなふれあいから—

中丹・丹後地域(綾部市・福知山市以北)

京都府府営住宅 空家入居者 6月一般募集案内書

＜特定目的による優先募集（多子世帯・新婚世帯・子育て世帯）を含む＞

受付期間 令和5年5月30日(火)～6月9日(金)

- 郵送で申込む場合は、「府営住宅等入居申込書」、「申込者（入居者）及び同居親族の状況申立書」及び「自活状況申立書（単身の方のみ）」を作成し、専用封筒で申込んでください（7ページ③参照）。その他の必要書類については、当選後に提出していただきます。
- スマートフォンやパソコンから電子申請により申込む場合は、下記の京都府ホームページ「府営住宅空家募集情報」から申込んでください。
<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/r-bosyu.html>
- 上記いずれの申込においても、「入居申込書」に申込者の現住所、氏名、希望別団地番号、住宅困窮理由等必要事項に記入漏れ、記入不備がある場合は受付できませんので、ご注意ください。

◆ 申込資格には、いろいろな条件がありますので、この案内書をよくお読みのうえ、受付期間内に申込をしてください。

◆ 府内の他地域の募集と重複して申込することはできません。

◆ 京都府住宅供給公社ホームページ <https://kyoto-juko.jp>



◆ 府営住宅テレホンサービス

中丹・丹後地域（綾部市・福知山市以北）
山城地域（宇治市・八幡市・久御山町以南）
京都市〈西京区除く〉地域
乙訓〈京都市西京区含む〉・南丹地域

電話 0773（42）0484
電話 075（414）6363
電話 075（354）1091
電話 075（382）1093

◆ 中丹・丹後地域の問い合わせ先

京都府住宅供給公社

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入
丁字風呂町104番地の2（京都府庁西別館2階）
電話 075（432）2018

令和5年6月

目次

① 申込の手順	P 1
② 募集する住宅	P 2
◆募集住宅一覧	P 3～P 4
③ 申込資格と申込方法	P 5～P 16
①申込資格	P 5～P 6
②申込時の注意点	P 6
③申込時の提出書類	P 7
④当選後の必要書類	P 7～P 9
⑤申込書の書き方	P 10
⑥申込書の記入例	P 11
⑦収入基準	P 12～P 15
※裁量階層について	P 16
④ 申込受付から入居までの流れ	P 17～P 19
⑤ 募集予定月	P 20
⑥ 特定目的による優先入居募集	P 20～P 21
⑦ 中丹・丹後地域 主な府営住宅所在地・位置図	P 22～P 23
○府営住宅見学会のお知らせ	P 24
○民間賃貸住宅等への入居支援のご案内	P 25
〈綴込用紙〉 「自活状況申立書」 1 枚	
「申込者（入居者）及び同居親族の状況申立書」 1 枚	
〈同封用紙〉 「府営住宅等入居申込書」 1 枚	

京都府府営住宅から暴力団員を排除します！

（申込に際して、暴力団員でないことの誓約と入居者資格について関係機関への照会に同意していただきます）

京都府では府営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、京都府府営住宅条例に基づき、府営住宅からの暴力団員排除に取り組んでいます。

○ 暴力団員

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する者

○ 新規申込者

申込者（入居者）又は同居親族が暴力団員である場合は、入居を認めない。

○ 同居許可・使用承継

同居させようとする者、使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は、許可しない。

○ 既入居者

暴力団員であることが判明したときは、明渡請求を行う。

1

申 込 の 手 順

① 申込資格を確認する

- 「①申込資格」（5～6ページ）
- 「②申込時の注意点」（6ページ）
- 「⑦収入基準」（12～15ページ）

② 住戸を選ぶ（1戸）

- 「募集住宅一覧」（3～4ページ）から希望住宅1戸を選び、申込書に団地番号等を記入します（申込住戸は、団地番号で判断します）。
- 2戸以上申込むと、全て無効になります。
- 「一般募集」1戸のほかに「特定目的による優先入居募集」1戸は同時に申込できますが、その場合、申込書を2部用意してください。
- 単身での申込は、単身入居欄に「可」と表示のある住宅に限ります。

③ 申込方法を選ぶ

郵送で申込む	電子申請で申込む
• 申込用紙が添付された「募集案内書」をお近くの配布場所で入手してください。	• 右記コードから京都府ホームページにアクセスし、必要事項を入力してください。 

④ 書類を作成し、提出する

郵送で申込む	電子申請で申込む
• 「申込書の書き方」（10ページ）等を参考にして作成してください。 • 他の提出書類とあわせて、専用封筒で郵送してください。	• 必要事項入力後、受付期間内に送信してください。

受付期間：令和5年5月30日（火）～6月9日（金）

郵送で申込む	電子申請で申込む
• 京都府庁前郵便局（必着） （受付期間外に到着した場合は、郵便局から自動的に返送されます）	• 受付は、最終日の16時まで （締切後は、入力等ができなくなります）

※ 郵送と電子申請の両方で申し込まれると、失格になる場合があります。

2 募 集 す る 住 宅

◆ 令和5年6月募集の住宅の概要

空 家		
一般募集		
府 営 住 宅	15戸	15団地
特定目的による優先入居募集		
多子世帯・新婚世帯・子育て世帯優先入居		
府 営 住 宅	8戸	8団地
合 計	23戸	—

※募集する空家は、建設以来相当の年数を経過したものもあり、生活に支障のないよう各部の破損や動作不良の整備、汚損部分の美装について対応しているところですが、すべてが新しくなるものではありませんので、ご理解・ご了承の上、申込ください。

◆ 募集住宅一覧

令和5年6月一般募集

一般募集

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要です。

◆ 空家〔種別：府営住宅〕

所在地	団地 番号	団地名	型別	単身 入居	団地 戸数	募集 戸数	収入 基準	家賃月額(円)	間 取 り	面積 (㎡)	予定 階数	エレ ベータ	建設 年度	参考 倍率	備 考
綾 部 市	①	上 野	3DK	-	72	1 戸	① ②	22,100～32,900 22,100～43,500	6/6/6(板)/DK	63.6	4 階	-	H 5	1.0	有料月極駐車場あり
	②	花 の 木	3DK	-	24	1 戸	① ②	17,900～26,700 17,900～35,200	6/6/6/DK	64.1	3 階	-	S55	0.4	
舞 鶴 市	③	芥 子 谷	2K	可	110	1 戸	① ②	17,200～25,700 17,200～33,900	6/5.2(板)/K	41.7	3 階	有	R 2	6.3	有料月極駐車場あり
	④	常	2DK	可	145	1 戸	① ②	22,400～33,400 22,400～44,000	6/6(板)/DK	55.9	3 階	有	H14	3.4	有料駐車場あり
	⑤	白 鳥	3DK	-	164	1 戸	① ②	26,000～38,700 26,000～51,000	6/6/6(板)/DK	68.8	2 階	-	H 7	1.4	有料月極駐車場あり
	⑥	高 迫	3DK	-	80	1 戸	① ②	18,700～27,800 18,700～36,700	6/6/6/DK	64.1	4 階	-	S55	1.2	
	⑦	伊 佐 津	3LDK	-	95	1 戸	① ②	28,400～42,300 28,400～55,700	6/6/6(板)/LDK	69.9	5 階	有	H11	8.5	有料月極駐車場あり
	⑧	笹 尾	3K	可	30	1 戸	① ②	11,200～16,700 11,200～22,000	6/4.5/3(板)/K	41.9	2 階	-	S48	4.0	
	⑨	小松が丘	3DK	-	176	1 戸	① ②	25,400～37,900 25,400～49,900	6/6/6(板)/DK	66.7	3 階	-	H10	4.6	有料月極駐車場あり
福 知 山 市	⑩	中 山 口	3DK	-	40	1 戸	① ②	22,100～33,000 22,100～43,500	6/6/6(板)/DK	65.5	3 階	-	S62	0.0	
	⑪	網 野	2DK	-	65	1 戸	① ②	19,600～29,200 19,600～38,600	6/6(板)/DK	58.2	3 階	有	H12	1.1	有料月極駐車場あり
京 丹 後 市	⑫	角 田	2DK	可	54	1 戸	① ②	18,000～26,800 18,000～35,400	6/6(板)/DK	55.4	2 階	有	H16	1.4	有料月極駐車場あり
	⑬	明 石	3DK	-	50	1 戸	① ②	22,400～33,400 22,400～44,000	6/6/6(板)/DK	70.5	1 階	有	H15	1.9	有料月極駐車場あり
与 謝 野 町	⑭	幾 地	3DK	-	36	1 戸	① ②	15,700～23,400 15,700～30,900	6/6/4.5/DK	58.6	1 階	-	H元	0.0	有料月極駐車場あり
	⑮	四 辻	3LDK	-	36	1 戸	① ②	21,000～31,300 21,000～41,300	6/6/6(板)/LDK	69.2	3 階	-	H10	1.0	有料月極駐車場あり

- (注1) 家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などにより毎年度算定します。
家賃月額は、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります（入居時の家賃月額は、入居説明会でお知らせします）。
- (注2) 収入基準欄の②は、裁量階層（16ページ）に該当する世帯です。
- (注3) 間取り欄にある（板）とは、床材がフローリングや塩化ビニール貼等の洋室のことです（優先入居住宅も同じ）。
- (注4) 備考欄に「浴槽なし」と記載された住戸以外は、浴槽を設置しています（優先入居住宅も同じ）。
また、「浴槽なし」となっている団地は、浴槽を設置するスペースはありますが浴槽・給湯設備等はありません。
なお、入居者が設置した浴槽・給湯設備等は、退去時に撤去していただきます。
- (注5) 「参考倍率」は過去5か年の数値を用いていますが、その間に募集実績がなかった場合は、「/」と記載しています。
- (注6) 備考欄に「有料月極駐車場あり」と表示してある住宅には駐車場を設置しています。空きがある場合は、入居決定後に別途申込んでください（優先入居住宅も同じ）。
- (注7) 住戸の階数（予定）は、予定階数欄に記載してあります。整備工事の都合等により変更される場合があります。
- (注8) 単身で申込ができる住宅（単身入居欄が「可」の住宅）は、成年に限ります。
また、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方も、住居においてこれを受けることができる場合は申込資格がありますので、詳しくはご相談ください。
なお、単身で申込む方は、必ず「自活状況申立書（この案内書に添付のもの）」を提出してください。

- 一般募集の申込は、団地番号①から⑮で1つしか申込できません。
○複数の団地を申込むと、全て無効になります。

特定目的による優先入居募集

令和5年6月優先募集

- 特定目的による優先入居募集に申込されても、一般募集に別途申込することができます。
- 特定目的による優先入居募集（保健所優先募集を含む）を2戸以上申込むと、全て無効になります。

この募集は、特に住宅にお困りになっている下記の方が対象です。

- ・多子世帯（18歳未満（入居申込時）の者が2人以上の世帯）
- ・新婚世帯（今回の入居申込時において、結婚後1年未満の夫婦の両方・申込者本人及び婚約者が40歳未満の世帯）
- ・子育て世帯（18歳未満（入居申込時）の者が1人以上で3人以上の世帯）

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要です。

◆ 空家〔種別：府営住宅〕

所在地	団地 番号	団地名	型別	単身 入居	団地 戸数	募集 戸数	収入 基準	家賃月額(円)	間 取 り	面積 (㎡)	予定 階数	エレ ベータ	建設 年度	参考 倍率	備 考
綾 部 市	⑬	井倉新町	3LDK	-	76	1戸	① 24,100~35,900	24,100~47,300	6/6/6(板)/LDK	69.3	2階	-	H10	1.5	有料月極駐車場あり
							②								
舞 鶴 市	⑭	朝来西	3K	-	190	1戸	① 15,600~23,300	15,600~28,300	6/4.5/4.5/K	50.3	簡耐 2階建	-	S50	／	令和3年度全面改修棟
							②								
	⑮	芥子谷	3DK	-	110	1戸	① 27,300~40,700	27,300~53,600	6/5.7(板)/6.3(板) /DK	67.2	1階	有	H30	1.0	有料月極駐車場あり
							②								
	⑯	松 蔭	3DK	-	27	1戸	① 22,300~33,200	22,300~43,800	6/6/6/DK	63.6	2階	-	H 3	0.0	
							②								
福 知 山 市	⑰	小松が丘	3DK	-	176	1戸	① 24,100~35,900	24,100~47,300	6/6/4.5(板)/DK	64.2	1階	-	H 6	0.6	有料月極駐車場あり
							②								
	⑱	中 村	3DK	-	56	1戸	① 26,300~39,200	26,300~51,700	6/6/5.7/DK	65.2	2階	有	H30	1.0	有料月極駐車場あり
							②								
宮 津 市	⑲	東波路	3DK	-	32	1戸	① 21,600~32,100	21,600~42,300	6/6/4.5(板)/DK	63.1	2階	-	H 4	／	有料月極駐車場あり
							②								
京丹後市	⑳	角 田	3DK	-	54	1戸	① 19,000~28,300	② 19,000~37,300	6/6/7(板)/DK	64.9	1階	-	H 4	0.3	有料月極駐車場あり

- (注1) 家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などにより毎年度算定します。
家賃月額は、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります（入居時の家賃月額は、入居説明会でお知らせします）。
- (注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層（16ページ）に該当する世帯です。

3

#

- ③ 現に、京都府内に住所又は勤務場所があること。
- ④ 申込者及び同居親族の収入（所得）の合計が、公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入（所得）の範囲内であること（12～16ページ参照）。
- ⑤ 申込者又は同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。
 - ・入居者資格については、関係機関に照会します。
- ⑥ 自家所有者でないこと。ただし、一定の条件を満たした場合を除く（下記②-②参照）。

② 申込時の注意点

- ① 次のような場合は、申込をされても失格となります。
 - (1) 申込書その他提出書類の記載内容について、証明ができないとき。
 - (2) 事実と違うことを書いて申し込んだとき。
 - (3) 当選後、住民票、課税証明書（所得の金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの）、その他京都府が指定した必要書類を提出されないとき。
- ② 自家所有者の申込について
自家所有者は、原則として申込みことはできませんが、売却等により自家所有者でなくなる場合は申込みことができます。ただし当選後、令和5年8月15日（必着）までに所有権移転登記後の登記簿謄本、又は（競売）売却決定通知書を提出されないと失格になります。
 - ・令和5年7月7日（必着）までに登記簿謄本等を提出された場合 — 5年9月上旬頃入居
 - ・令和5年8月15日（必着）までに登記簿謄本等を提出された場合 — 5年10月上旬頃入居
- ③ 婚約者との申込について
入籍の翌月の入居になります。ただし当選後、令和5年8月15日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。
 - ・令和5年7月7日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出された場合 — 5年9月上旬頃入居
 - ・令和5年8月15日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出された場合 — 5年10月上旬頃入居
- ④ 離婚協議中の申込について
夫婦を分離しての申込は原則としてできませんが、現在離婚協議中の方は、申込みことができます。
ただし当選後、令和5年8月15日（必着）までに離婚届受理証明書を提出されないと失格になります。
 - ・令和5年7月7日（必着）までに離婚届受理証明書を提出された場合 — 5年9月上旬頃入居
 - ・令和5年8月15日（必着）までに離婚届受理証明書を提出された場合 — 5年10月上旬頃入居

（注）裁判所から保護命令が出されている等のDV被害者の方は、ご相談ください。
- ⑤ その他京都府が指定した必要書類について
上記②～④同様の提出期限及び入居時期となります。

③

申込時の提出書類

受付期間内に、以下の申込時の提出書類を申込専用封筒に入れて、京都府庁前郵便局まで郵送（必着）してください（受付期間外の到着は無効）。

すべての必要事項を記入の上、提出してください

○府営住宅等入居申込書（原本）〔全員提出してください〕

＊必ず、今回の申込専用封筒に同封してあるものを使用してください。

○申込者（入居者）及び同居親族の状況申立書（原本）

〔全員提出してください〕

＊募集案内書の綴込用紙を使用してください。

○自活状況申立書（原本）〔单身の方のみ提出してください〕

＊募集案内書の綴込用紙を使用してください。

④

当選後の必要書類

当選者には改めて当選通知で必要書類をお知らせしますので、期限日までに必ず提出してください。

詳細は当選通知を確認してください

○申込者及び同居親族全員の世帯全員の住民票（原本）

○申込者及び同居親族全員（義務教育修了以上）の令和4年度課税（非課税）証明書（原本）

○収入（所得）を証明する書類（8～9ページ参照）

入居申込時に収入のある方全員について提出してください。

○収入（所得）のないことを証明する書類（9ページ参照）

入居申込時に収入のない方全員（義務教育修了以上）について提出してください。

○生活保護を受けている方は、直近の生活保護受給証明書（原本）

○支援給付を受けている方は、直近の支援給付受給証明書（原本）

○障害のある方は、障害者手帳の全ページ（写し）

○その他京都府が必要とする書類（当選通知でお知らせします）

① 住民票について

申込者及び同居親族全員の世帯全員の住民票（発行後3カ月以内）を提出してください。

なお、住民票の交付を受けられる場合は、「世帯主」又は「世帯主との続柄」の記載があり、かつ、本籍を省略した住民票（外国人の方は、「在留期間等」「在留期間満了日」「在留資格」「国籍・地域」も記載したもの）を請求してください。

府営住宅に同居を希望しない他の親族と同居中の場合は、その同居親族全員の住民票も提出してください。

② 課税（非課税）証明書について

申込者及び同居親族全員（義務教育修了以上）の令和5年度課税（非課税）証明書（市区役所・町村役場発行後3カ月以内、所得金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの）を提出してください。

③ 収入（所得）を証明する書類について

申込受付時に収入（所得）のある申込者及び同居親族全員（義務教育修了以上）については、次表の区分による必要書類を提出してください。

ただし、生活保護扶助費・雇用保険金・労災保険金・遺族年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は、収入から除外されます。

【 給与所得のある方（アルバイト・パートを含む） 】

現在の勤務先	証明期間	証明書の種類	証 明 先
令和4年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和4年1月1日から同年12月31日まで	●令和4年給与所得の源泉徴収票（写し） （印字されたものは証明印省略可）	勤 務 先 （証明印押印の ものに限る）
令和4年中に1カ月以上休職された方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書（原本）	
令和4年1月2日以降に就職し、申込時までに1年以上勤務している方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書（原本）	勤 務 先 （証明印押印の ものに限る）
就職してから申込時までに1年未満の方	就職した月から申込月の前月まで	●給与支払証明書（原本）	勤 務 先 （証明印押印の ものに限る）

○給与支払証明書の用紙は、当選後に必要な方にのみ送付します。

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{カ月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$$

○就職後まだ1カ月分の給与を支給されていない方は、事前に当会社までお問い合わせください。

【 事業所得のある方 】

現在の事業	証明期間	証明書の種類	証 明 先
令和4年1月1日以前から引き続き営業している方	令和4年1月1日から同年12月31日まで	●令和4年分の所得税の確定申告書（控）（税務署の受付印のあるもの）（写し）	
令和4年1月2日以降に開業し、申込時までに1年以上営業している方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●営業実績証明書により「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入（原本）	本人による証明
現在の事業を開業してから、申込時までに1年未満の方	開業した月から申込月の前月まで	●営業実績証明書により「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入（原本）	本人による証明

○営業実績証明書の用紙は、当選後に必要な方にのみ送付します。

○開業後1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{カ月} = \text{推定年間総所得金額}$$

○開業後1カ月未満の方は、事前に当公社までお問い合わせください。

【 年金収入（所得）のある方 】

年金収入のある方は直近の年金通知書（はがき）等の写しを提出してください。

企業年金、年金基金、個人年金等の年金支払通知書（写し）も提出してください。

④ 収入（所得）のないことを証明する書類について

【 収入（所得）のない方 】

申込受付時に収入（所得）のない申込者及び同居親族全員（義務教育修了以上）については、次の(1)に掲げる証明書類を提出してください（「原本」と記載のないものは写し可）。

また、学生の方は、次の(2)に掲げる証明書類をあわせて提出してください。

(1) 無職無収入証明書

最新年度の（非）課税証明書（原本）（②と兼用可、収入額がないことがわかるもの）、退職証明書（退職後3カ月以内のもの）、雇用保険受給資格者証（受給中のみ）、離職票（離職後3カ月以内のもの）、生活保護受給証明書（原本、直近のもの）、支援給付受給証明書（原本、直近のもの）、民生委員による状況確認報告書又は無職証明書（原本、直近のもの）等

(2) 在学証明

- ・高校に在学中の方は、学生証の写し（在学証明書の写し可）
- ・大学・短大・各種学校等に在学中の方は、在学証明書（原本）

⑤ 申込書の書き方

- ① 各欄に記入のないもの、記載内容が不明瞭なものや、事実と異なった記入をした場合は、申込が無効となります。特に申込者の現住所・氏名・希望別団地番号・住宅困窮理由は、必ず正確に記入してください。
- ② **A票**「**現住所**」は、入居申込時に実際に住んでいる住所を記入してください。アパート・寮等に住んでいる方はその名称及び部屋番号を、また、親・親族の家に同居・他人の家に間借り等をしている方はその家の世帯主名を（〇〇〇〇様方）と記入してください（現住所が住民票と違う場合は、必ず事前に電話でご相談ください）。
- ③ **A票**「**勤務先の所在地**」は、現在通勤している事業所の住所を記入してください。例えば営業所勤務の場合は、営業所の住所を記入してください（一時的な通勤先は除く）。
- ④ **A票**「**入居者及び同居親族**」は、府営住宅に入居を希望される申込者を氏名ふりがな・続柄・生年月日・年齢・性別・職業（**無職の場合は空白ではなく“無職”**と記入）・1年間の所得額・同居別居の別（婚約者以外で別居している方がいる場合は、必ず事前に電話でご相談ください）等を正確に記入してください。また、**婚約者の場合は続柄を“婚約者”**と記入してください。
外国人の方は、在留カード記載のと通りの氏名・ふりがなを記入してください。また、通称が記入できるのは、住民票に通称が記載されている場合のみです。
- ⑤ **A票**「**1年間の所得額**」は、**収入基準（12～15ページ）**についての説明をよく読んで記入してください。
- ⑥ **A票**「**現住所の使用関係**」の「**自家**」とは申込者及び同居親族が所有権を有する建物（持ち家）、「**借家**」とは一戸建又は連棟（長屋）の賃貸住宅、「**アパート**」とは賃貸の集合住宅、「**間借**」とは他人の家に同居、「**同居**」とは親族の家に同居、「**UR住宅（旧公団）**」とはURの賃貸住宅、「**公営**」とは府営住宅・市営住宅等のことをいいます。
また、申込者又は同居親族以外の名義の住宅に居住されている場合は、「**その他**」に丸印を付けて「（ ）」の中に具体的に記入してください。
- ⑦ **A票**「**希望別（入居を希望する住宅等）**」の「**型別**」については、同一団地で団地名（型別）欄に2DK・3DK等の表示がある場合にのみ記入してください。
- ⑧ **B票**「**住宅困窮理由**」は、5ページを参考にして記入してください。
- ⑨ **C票**「**現在お住まいの住宅の状況**」の「**3・借家・アパート等の借主（名義人）の氏名**」は、自宅の賃借人を記入してください。
また、申込者が賃借人の場合の「**申込者との続柄**」は“本人”と記入してください。
- ⑩ 婚約者と申込をする方は、A票裏面 **H票** の「**婚約証明**」欄も必ず記入してください。

A票

⑥

申込書の記入例

中丹・丹後地域 令和5年6月一般募集
(多子・新婚・子育て優先募集)

府営住宅等入居申込書

京都府知事様
京都府住宅供給公社理事長様「ふりがな」は、必ず
記入してください。

令和5年6月1日

ふりがな じゅう たく た ろう
氏名 住宅太郎

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないこと及び申込者又は同居しようとする親族が現在暴力団員ではなく、府営住宅等入居後も暴力団員とならないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

また、入居者資格についての関係機関への照会に同意します。

実際の居住地を記入してください。
アパート名・部屋番号までご記入ください。

申込者	現住所	〒623-0000 綾部市〇〇〇町▽▽番地 ■■■マンション◆棟◇◇◇号				携帯電話090-1234-xxxx 電話0773-42-◇◇◇◇			
	氏名	住宅太郎		生年月日 (年齢)	昭和50年5月16日生(48歳)				
	勤務先 の名称	住宅供給 株式会社 綾部営業所 綾部市〇〇〇町△△△番地〈派遣元〉住宅派遣(株)京都支店				電話 0773-41-☆☆☆☆			
	所在地	実際の勤務先を記入してください。 複数の勤務先がある場合は全部記入してください。							
入居者及び同居親族	氏名	続柄	生年月日 (年齢)	性別	職業	1年間の 所得額	同居・別居 の別(現在)	備考	
	住宅太郎	本人		男	派遣社員	〇〇〇〇〇〇円			
	花子	妻	S56年3月2日生 (42歳)	女	無職		同居・別居		
	一郎	長男	H18年1月25日生 (17歳)	男	アルバイト (高校生)	〇〇〇〇円	同居・別居		
	次郎	次男	H21年2月20日生 (14歳)	男	無職 (中学生)		同居・別居		
			年 月 日生 (歳)				同居・別居		
			年 月 日生 (歳)				同居・別居		
			年 月 日生 (歳)				同居・別居		
現住所の使用関係		自家・借家・ <u>アパート</u> ・間借・同居・UR住宅(旧公団)・公営・その他()							
希望別 (入居を希望する住宅等)	団地番号	団地名	型別	種別					
	②	花の木	3DK	<u>府営住宅</u> 特定公共賃貸府営住宅 特別賃貸府営住宅					
住宅困窮理由	B票の住宅困窮理由欄に必ず記入してください			※申込受付番号	第 号				

1つの番号のみ記入してください。
2つ以上の番号を記入した場合は、
全て無効になります。

(注) 以下の記載は、省略しています。

(注) ボールペンで記入してください(消せるボールペンは不可)。

⑦ 収入基準

① 年間総所得金額による基準早見表

府営住宅の申込には、申込者及び同居親族（内縁の配偶者又は婚約者を含む）の全員の収入（所得）の合計が、公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入（所得）の範囲内であることが必要です。その範囲は、下表のとおりです。

（単位：円）

種 別	収入 基準	同居親族及び扶養親族（申込者を除く）						
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
府 営 住 宅	①	0 ） 1,896,000	0 ） 2,276,000	0 ） 2,656,000	0 ） 3,036,000	0 ） 3,416,000	0 ） 3,796,000	0 ） 4,176,000
	裁量 階層 ②	0 ） 2,568,000	0 ） 2,948,000	0 ） 3,328,000	0 ） 3,708,000	0 ） 4,088,000	0 ） 4,468,000	0 ） 4,848,000

（注）裁量階層（16ページ）に該当する世帯については、府営住宅の収入基準欄②の収入基準となります。

7人以上の場合は、1人増加するごとに380,000円をそれぞれ加算してください。

次の（１）、（２）により、全員の申込時の収入（所得）を確認し、13～14ページの「②年間総所得金額の求め方」、8～9ページの「③収入（所得）を証明する書類について」により計算してください。

（１）収入計算の対象となる所得（所得税法上、課税の対象となるもの）

給 与 所 得	給与、俸給、賃金、賞与等（残業手当、家族手当、皆勤手当等を含む）。ただし、通勤手当等の非課税所得を除く。
年 金 所 得	厚生年金、共済年金、国民年金、企業年金、年金基金、個人年金等の課税対象となる年金。ただし、障害年金、遺族年金などの非課税所得を除く。
その他の所得 （事業所得・雑所得等）	事業所得（保険の外交などを含む）配当所得、利子所得などの所得（収入から必要経費を差し引いたもの）。

（２）収入計算の対象とならない所得

給 与 所 得	傷病恩給、退職所得 等
年 金 所 得	遺族年金、障害年金 等
保 険 金 等	雇用保険金、労働災害保険金、損害保険金 等
そ の 他	生活保護扶助費、仕送り、譲渡所得、一時所得 等

- ・一時的な収入（おおむね1年以内の期間ごとに継続的に得る収入でないもの）は収入計算の対象となりません。
- ・婚約者が入籍前日までに退職予定の場合に限り、その給与所得等は無しと判定します。この場合、申込書の備考欄に「〇年〇月〇日退職予定」と記入してください。

② 年間総所得金額の求め方

給与所得のある方（アルバイト・パートを含む）

次表により、8 ページ「給与所得のある方」を参照して年間総収入金額から年間総所得金額を算出してください。

※ 2 人以上の場合は、それぞれ算出したものを合算してください。

※ 1 人 2 社以上勤務の場合は、先に合算したものから算出してください。

〔年間総所得金額の算出〕

年 間 総 収 入 金 額	年 間 総 所 得 金 額
551,000円未満	0 円
551,000円以上～1,619,000円未満	年間総収入金額－55万円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	106万 9 千円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	107万円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	107万 2 千円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	107万 4 千円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.6＋10万円
1,800,000円以上～3,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.7－8 万円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.8－44万円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9－110万円

※端数整理の方法（年間総収入金額が1,628,000円以上6,600,000円未満の場合のみ）

年間総収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て、4,000をかけてください。

（例）2,859,999円の場合 $2,859,999 \div 4,000 = 714.99\cdots$ $714 \times 4,000 = 2,856,000$ 円

○就職後 1 年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ カ月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$

○令和 4 年 1 月 1 日以前から引き続き勤務している方で令和 4 年中に 1 カ月以上休職していない方は、令和 4 年分給与所得の源泉徴収票の「支払金額」から上の方法で年間総所得金額を算出してください。

事業所得のある方

○年間総収入金額から必要経費を控除した額が年間総所得金額です（9 ページ「事業所得のある方」参照）。

○開業 1 年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ カ月} = \text{推定年間総所得金額}$

○令和 4 年 1 月 1 日以前から引き続き営業している方で、令和 4 年中に 1 カ月以上休業していない方は、令和 4 年分所得税確定申告書（控）の所得金額の合計の金額が年間総所得金額になります。

年金収入（所得）のある方

次表により、年間年金総収入金額から年間年金総所得金額を算出します。

※ 2人以上の場合は、それぞれ算出したものを合算してください。

※ 1人2種類以上の年金のある場合は、先に合算したものから算出してください。

【年間年金総所得金額の算出】

受給者の年齢	年間年金総収入金額（A）	年間年金総所得金額
65歳未満	60万円以下	= 0
	60万円を越え130万円未満	(A) - 60万円
	130万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万 5 千円
	410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万 5 千円
	770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万 5 千円
65歳以上	110万円以下	= 0
	110万円を超え330万円未満	(A) - 110万円
	330万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万 5 千円
	410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万 5 千円
	770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万 5 千円

※ 公営住宅の所得計算の特例により、給与及び年金に係る所得額から、それぞれ10万円（10万円未満の場合はその額）を控除します。

③ 年間総所得金額の計算

申込者及び同居親族の中に前記②にかかる複数の所得者がある場合は、それぞれ算出し合算した額が、全員の年間総所得金額となります。

④ 収入計算で控除する種類と控除額

控除対象者がいる場合は、前記②により算出した額からそれぞれ下表に該当する控除額を差し引いた額が、年間総所得金額となります。

種 類	要 件	控 除 額
同一生計配偶者で70歳以上の者 老 人 扶 養 親 族	70歳以上の人	1人につき 10万円
扶 養 親 族	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	1人につき 25万円
障 害 者 (特別障害者を除く) 右の要件の <u>いずれか</u> に該当すること	イ 身体障害者手帳の交付を受けている人 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人 ハ 精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された人 ニ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	1人につき 27万円
特 別 障 害 者 右の要件の <u>いずれか</u> に該当すること	イ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級又は2級に該当する人 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までに該当する人 ハ 原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた人 ニ 心神喪失の常況にある人又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された人 ホ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級に該当する人	1人につき 40万円
寡 婦	下記の「ひとり親」に当てはまらない人で、次のイ～ロの <u>いずれか</u> に当てはまる人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外 イ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ロ 夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	その者に所得がある場合 27万円 〔その者の所得金額が27万円未満の場合はその金額〕
ひ と り 親	現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明などの人で、次のイ～ロの <u>全て</u> に当てはまる人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外 イ 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がおり、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていないこと ロ 合計所得金額が500万円以下であること	その者に所得がある場合 35万円 〔その者の所得金額が35万円未満の場合はその金額〕

【5】 裁量階層（府営住宅申込収入基準が緩和される世帯）

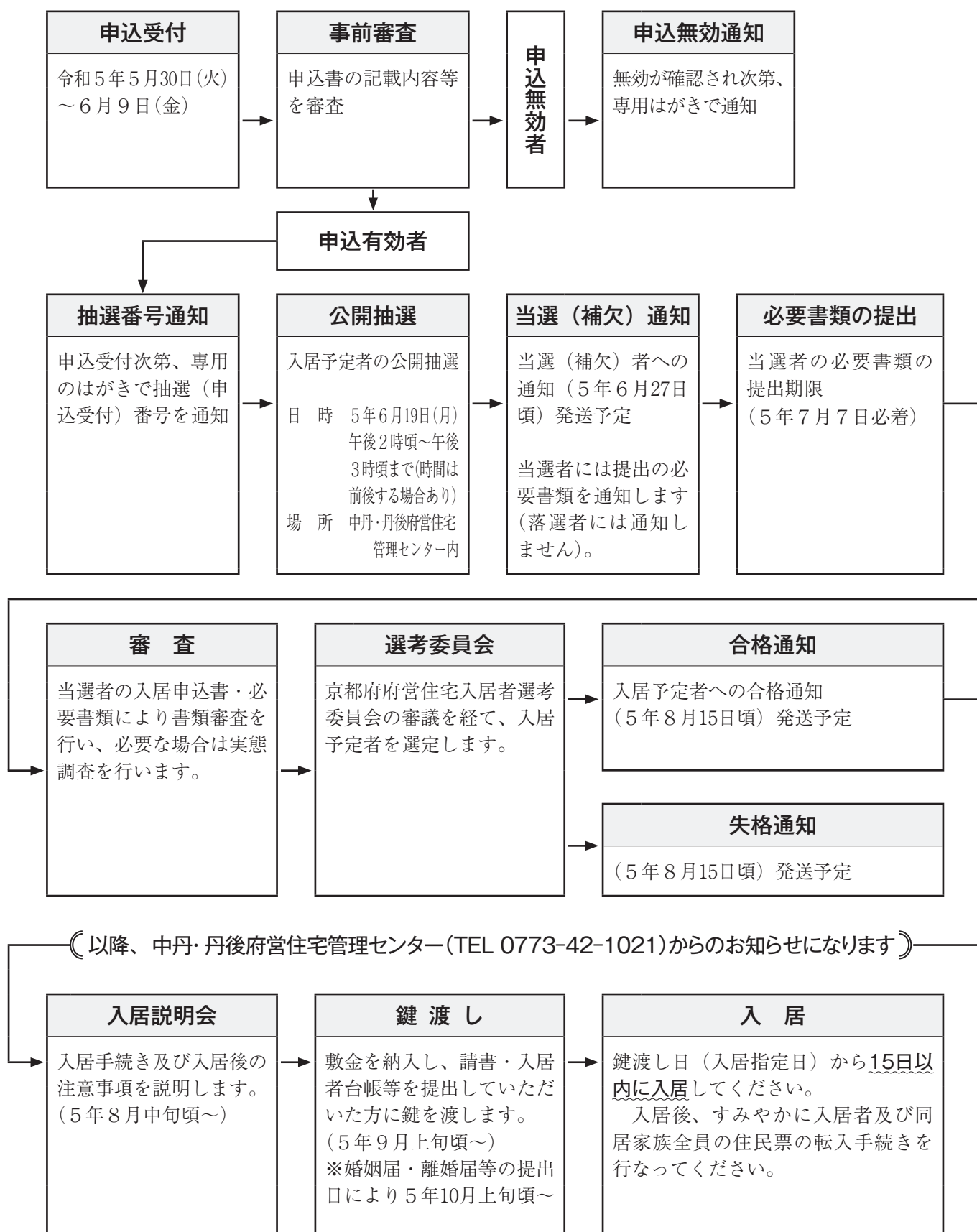
次のいずれかに該当する世帯については、「年間総所得金額による基準早見表」（12ページ）が府営住宅の収入基準欄②の金額となります（入居できる収入の上限が引き上げられます）。

世帯区分	要 件	必 要 書 類（当選後提出）
障 害 者	イ 申込者又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込者又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	イ 申込者が60歳以上で、同居親族の方が全員「18歳未満又は60歳以上」である場合 ロ 申込者が60歳以上の者（単身者）	世帯全員の住民票
戦 傷 病 者	申込者又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込者又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
引 揚 者	申込者又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者	入所していたことを証明する療養所長の証明書
新 婚 世 帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満でかつ婚姻後1年未満の者がある場合（夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします）	婚姻届受理証明書等
小学生以下の子ども の いる 世 帯	入居時点において、同居者に小学校6年生以下（入居後最初の4月1日時点で満13歳未満）の者がある場合	世帯全員の住民票
多 子 世 帯	今回の受付期間初日において、同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合	世帯全員の住民票

（注） 裁量階層に該当していた世帯であっても、該当する必要条件が満たされなくなった場合は、「年間総所得金額による基準早見表」（12ページ）が府営住宅の収入基準欄①の金額となります。その場合は家賃月額が増加することがあります。

4

申込受付から入居までの流れ



◆ 申込書郵送先
(1ページ参照)

〒602-8031 京都市上京区 京都府庁前郵便局 留置

- 1 申込専用封筒で、入居申込書等を受付期間内必着で郵送してください。
※なお、提出していただいた書類は返却できません。
- 2 京都府庁前郵便局へ直接持参される場合も、郵便料金は必要です。

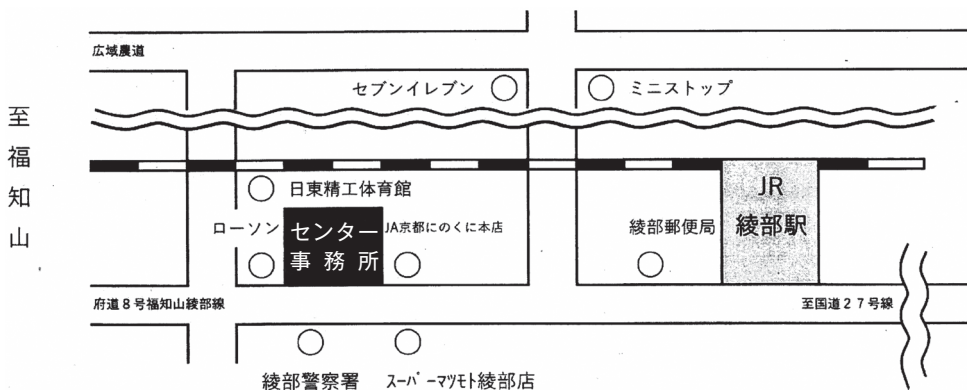
◆ 事前審査

申込者全員について、公開抽選までに、入居申込書の記載内容等により審査します。

- 1 申込有効者には、申込受付番号通知（はがき）を発送します。
- 2 申込無効者には、入居申込無効通知（はがき）で理由をお知らせします。

◆ 公開抽選会場

中丹・丹後府営住宅管理センター内



- 1 公開抽選に参加されなくても、抽選結果には全く影響はありません。
なお、参加の場合は、抽選器から離れた場所での見学となります。
- 2 入居申込書に記入された「希望別・団地番号」に基づいて、抽選を行います。
なお、抽選器は京都府職員が回します。
また、抽選会場へのお問い合わせは、ご遠慮願います。
- 3 抽選結果は、翌日午後1時以降に当公社のホームページ (<https://kyoto-juko.jp>) 又は電話 (075-432-2018) でご確認ください。
- 4 当選者・補欠者には、当選（補欠）通知を発送しますが、落選者には通知しませんのでご了承ください。
なお、当選者に提出していただく必要書類は、当選通知でお知らせします。

◆ 審 査

- 1 当選者について審査を行います。
- 2 審査では、申込書の記載内容を証明していただくために、住民票、課税証明書等の必要書類を提出していただき、必要に応じて実態調査を行います。
※なお、提出していただいた必要書類は返却できません。
- 3 住民票、課税証明書等の必要書類を提出しないとき、又は申込書の記載内容が証明できないときや虚偽であることが判明したときは、失格となります。
- 4 入居予定者は、選考委員会の審議を経て、入居決定となります。
- 5 入居者がやむを得ず入居を辞退する場合は、「辞退届」を提出してください。また、入居辞退の連絡がなく入居説明会に欠席した場合は、入居説明会翌日に入居者としての資格を失います。
- 6 当選者が辞退又は失格したときは、補欠者に必要書類を提出していただき、審査、選考委員会の審議を経て、入居者を決定します。その場合の入居時期は、約1ヵ月遅れの入居となります。
- 7 補欠者は繰上当選の連絡がない場合、入居予定者としての資格を失います。

◆ 入居予定
時 期

※「申込受付から入居までの流れ」（17ページ参照）を見て、入居の時期、書類の提出期限等を確認の上、申込してください（整備工事の都合等により前後する場合あり）。

※鍵渡し時までには府営住宅室内を内覧いただくことはできません。

◆ そ の 他

- 1 入居に際しては、緊急連絡先の届出が必要です。
※ 緊急連絡先についての注意事項
 - (1) 入居者及び緊急連絡先の個人情報について、管理上必要となる範囲で収集、利用、提供することに同意をお願いしています。
なお、この入居者及び緊急連絡先の個人情報は、府営住宅管理の目的の範囲でのみ用いることとし、この目的以外には使用しません。
 - (2) 入居者の安否確認、事件・事故等の緊急時にご協力をお願いする場合がありますので、可能な限り同居者以外の親族で連絡のつきやすい方を届け出てください。
ただし、難しい場合は、親族以外の方又は法人その他の団体（福祉施設等）でも差し支えありません。
 - (3) 緊急連絡先はできるだけ2人届け出てください。
- 2 敷金として、家賃月額3ヵ月分を鍵渡し時までには納付していただきます。また、日割家賃が発生する場合は、別途期限までに納付していただきます。
- 3 府営住宅には、無断で他の親族等を同居させることはできません。
- 4 府営住宅では、動物の飼育はできません。
(犬や猫などのペットを飼いますと、鳴き声・臭い等で隣近所に迷惑をかけますので、絶対に飼わないでください。)
- 5 府営住宅を住まい以外の目的に使用することはできません。
- 6 府営住宅条例・規則及び京都府の指示に従わなければなりません。

府営住宅では、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、団地全体の良好な環境のため、自治会が重要な役割を果たしており、入居後は自治会活動に参加していただきます。

特に、共用部分の清掃活動などへの参加については、入居者としての義務であり、積極的に参加してください。

また、階段の通路灯の電気料金など共同施設の管理運営に必要な共益費の負担が必要です。

5

募集予定月

各募集時期の案内書は、その前月下旬頃から配布する予定です。

6月	10月	2月
----	-----	----

6

特定目的による優先入居募集

特定目的による優先入居の募集は、特に住宅にお困りになっている以下（１）、（２）の方を対象に行っています。

（１）子育て優先募集

- ・多子世帯優先入居の募集は、府営住宅等の空家を活用して、特に住宅にお困りになっている多子世帯を対象に行うものです。
- ・新婚世帯優先入居の募集は、府営住宅等の空家を活用して、若い世帯で、特に住宅にお困りになっている新婚世帯を対象に行うものです。
- ・子育て世帯優先入居の募集は、府営住宅等の空家を活用して、子育てを支援するとともに特に住宅にお困りになっている子育て世帯を対象に行うものです。

対 象 世 帯		募集する住宅	重複応募	申込先等
多 子 世 帯	18歳未満（入居申込時）の者が2人以上の世帯	4ページの「特定目的による優先入居募集」から1戸	一般募集にも別途応募できます。ただし、「保健所優先募集」には応募できません。	この案内書に添付の申込書等に記入し、所定の封筒に入れ、京都府庁前郵便局へ郵送してください。
新 婚 世 帯	入居申込時において、結婚後1年未満又は婚約中かつ夫婦とも40歳未満の世帯（子の有無は問いません）			
子 育 世 帯	18歳未満（入居申込時）の者が1人以上で3人以上の世帯			

(2) 保健所優先募集

高齢者世帯、心身障害者世帯、母子世帯・父子世帯、長期結核療養者世帯及び原爆被爆者世帯を対象に行います。

対 象 世 帯	募 集 す る 住 宅	重複応募	申込先等
高齢者世帯	下記までお尋ねください。	一般募集にも別途応募できます。ただし、「子育て優先募集」には応募できません。	各保健所発行の募集案内書をご覧ください。
心身障害者世帯			
母子世帯・父子世帯			
長期結核療養者世帯 及び原爆被爆者世帯			



区 分	担 当 窓 口	連 絡 先
綾部市、舞鶴市内に所在する団地	京都府中丹東保健所 福祉課	TEL 0773-75-0856 FAX 0773-76-7897
福知山市内に所在する団地	京都府中丹西保健所 福祉課	TEL 0773-22-5766 FAX 0773-22-4350
宮津市、京丹後市及び与謝野町に 所在する団地	京都府丹後保健所 福祉課	TEL 0772-62-4302 FAX 0773-62-4368

※ 注意事項

- 優先入居募集に申込される場合にも、一般募集と同様の申込資格が必要です。
- 優先入居募集に申込されても、一般募集に申込することができます。
- 優先入居募集を2戸以上申込むと、全て無効になります。

北部地域（綾部市・福知山市以北）申込なし住戸の再募集について

今回の一般募集において入居申込のなかった住戸が生じた場合、令和5年8月中旬に再募集を予定しております。

詳しくは、公社ホームページ（<https://kyoto-juko.jp>）をご覧ください。

中丹・丹後 地 域 主な府営住宅所在地・位置図

建設 年度	団 地 名	団地 戸数	所 在 地	建設 年度	団 地 名	団地 戸数	所 在 地
H5,6,8	うえ の 野	72	綾部市 上野町下池田	H5,6, 8,10	こ まつ が おか 小 松 が 丘	176	福知山市字前田 小字カヤノ ほか
S48～50	お 小 倉	60	綾部市上野町小倉	S62	なか やま ぐち 中 山 口	40	福知山市字前田 小字中山口
S51	かみ いけ だ 上 池 田	13	綾部市上野町上池田	S54	にし か や の 西 佳 屋 野	48	福知山市前田新町
S55,56	はな の き 花 の 木	24	綾部市 綾中町花の木 ほか	H 4	こ たに が おか 小 谷 が 丘	16	福知山市 字堀小字小谷
S59～61	あや べ にし まち 綾 部 西 町	114	綾部市西町三丁目南 大坪 ほか	H26,30	なか むら 中 村	56	福知山市字中
H 7,10	いの くら しん まち 井 倉 新 町	76	綾部市 井倉新町土ノ上 ほか	H18,20	ゆ り が おか 百 合 が 丘	80	宮津市 字滝馬小字横田
S48～51	あせ く にし 朝 来 西	190	舞鶴市朝来西町	H 4	ひがし は じ 東 波 路	32	宮津市字波路
H 4～6	せん げん じ 泉 源 寺	48	舞鶴市愛宕中町	H17	ゆ だ 湯 田	30	京丹後市峰山町 荒山小字下湯田
H元	いち げ 市 場	36	舞鶴市愛宕浜町	H 8,10	なが おか 長 岡	50	京丹後市峰山町 長岡小字荒木野 ほか
S63	ゆき なが 行 永	30	舞鶴市行永東町	H 3	くち おお の 口 大 野	54	京丹後市大宮町 口大野小字管外 ほか
H30,R2	け し だに 芥 子 谷	110	舞鶴市 字行永小字芥子谷	H12	あみ の 網 野	65	京丹後市網野町 網野小字福田後
H14, 18,19	つね 常	145	舞鶴市 字常小字常 ほか	H4,5,16	すみ だ 角 田	54	京丹後市弥栄町 堤小字角田 ほか
H7,9,11	しら とり 白 鳥	164	舞鶴市 字森小字ムシウ ほか	H15,18	あけ し 明 石	50	与謝野町 字明石小字蔵ヶ崎
S45～47	きよ み が おか 清 美 が 丘	213	舞鶴市清美が丘	H 4	か や おく 加 悦 奥	18	与謝野町 字加悦奥小字馬場
S55,56	たか さこ 高 迫	80	舞鶴市字上安久 小字高迫 ほか	S56	うしろ の 後 野	24	与謝野町 字後野小字西芋付
H 9,11	い さ づ 伊 佐 津	95	舞鶴市字伊佐津 小字大長瀬 ほか	H4,5,8	いし だ 石 田	60	与謝野町字弓木 小字宝蔵寺 ほか
H 3	まつ かげ 松 蔭	27	舞鶴市 字松蔭小字嶋崎	S57	ゆみ のき 弓 木	24	与謝野町字弓木 小字松ヶ池 ほか
S52,53	きょう だ 京 田	83	舞鶴市字京田 小字上ノ丁 ほか	H12,14	てん じん やま 天 神 山	60	与謝野町 字岩滝小字日ノ内
H11	ひろ みね 広 峯	65	福知山市広峯町	S62,63	たて まち 立 町	52	与謝野町 字岩滝小字野田
H 2	や けん しょ 矢 見 所	48	福知山市 字天田小字矢見所	H元, 2	いく じ 幾 地	36	与謝野町字幾地 小字岡ノ浦 ほか
S48	さ そう 笹 尾	30	福知山市 字天田小字矢見所	H 6,10	よつ つじ 四 辻	36	与謝野町 字四辻小字青田

※府営住宅所在地の洪水浸水想定区域については、各自治体のホームページ等の水害ハザードマップでご確認ください。

浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される範囲と水深を示したものです。



府営住宅見学会のお知らせ

府営住宅の申込に際し、一般的な府営住宅の状況をご確認いただく機会を設けたものです（申込希望住戸を内覧できるものではありません）。

1 見学申込対象者

府営住宅の入居申込を検討されている方

2 見学対象住居

府営住宅朝来西岡地の一室、伊佐津岡地の一室を予定

3 見学実施期間

府営朝来西団地：令和5年6月1日(木)、6月2日(金)

府営伊佐津団地：令和5年6月5日(月)、6月7日(水)

- ・各日とも、① 13:30～13:45 ② 14:00～14:15
③ 14:30～14:45 ④ 15:00～15:15

※時間を区切り、1組ごとの入替制で行います。

4 見学申込受付方法（事前予約制、先着順。当日分の見学申込は不可）

- ・申込方法：中丹・丹後府営住宅管理センターに電話予約してください。

【電話】 0773-42-1021（日曜、祝日を除く午前9時～午後5時）

※詳細は、管理センターにお尋ねください。

- ・申込〆切：令和5年6月6日(火) 午後5時

5 見学の際のお願い

- ・見学は1組3名までとします。
- ・見学される方には、申込時に氏名、住所、連絡先電話番号を届け出ていただきます。
- ・見学される方は、指定された日時に直接現地へお越しください。
- ・車でお越しの場合は、申込の際に管理センターへ申し込んでください。

民間賃貸住宅等への入居支援のご案内

京都府居住支援協議会では、住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、障害者、低額所得者、被災者などの住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため次のような制度があります。

①高齢者等入居サポーター

民間賃貸住宅の貸主や民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等に対し、各種制度の情報提供や助言を行う宅地建物取引業等の従業者をサポーターとして登録しています。

☞連絡先はこちら（高齢者等入居サポーター名簿をご覧ください）

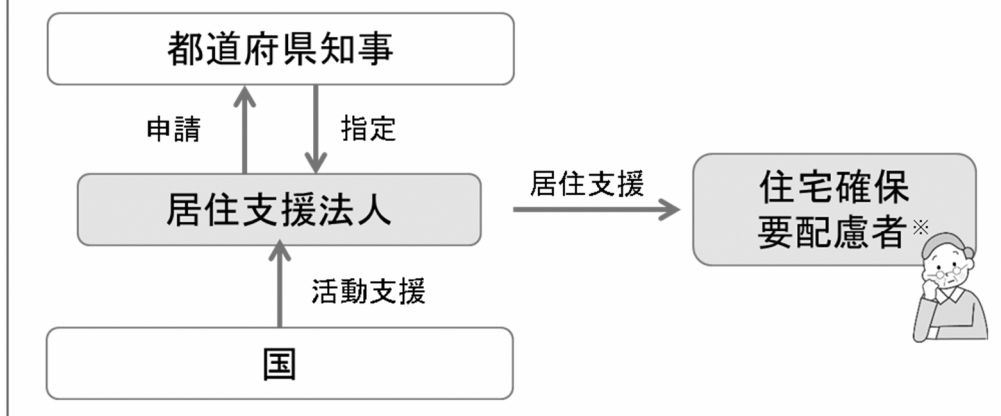
<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/kyjyusienkyougikai.html>



②住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証、賃貸住宅への入居等に関する情報提供・相談、見守りなど要配慮者への生活支援を行う法人を指定しています。

【支援イメージ】



※高齢者、障害者、低額所得者、被災者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要するもの

☞連絡先はこちら（「居住支援法人をお探しの方へ」をご覧ください。）

<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/safetynet/legal.html>



高齢者等入居サポーターや居住支援法人の名簿を御希望の方や、制度の詳細についてお知りになりたい方は京都府建設交通部住宅課（０７５－４１４－５３５８）にお問い合わせください。

（切り取り）

1 現在の生活状況

- ①自家 ②借家 ③アパート ④間借 ⑤同居 ⑥UR住宅
⑦公営住宅 ⑧その他（ ）

- ① 1 階 ② 2 階 ③ 3 階以上

- | 氏 名 | 続柄 | 年齢 | 氏 名 | 続柄 | 年齢 |
|-----|----|----|-----|----|----|
| | | | | | |
| | | | | | |

- | |
|---------------------------------|
| 申込者（あなた）に障害が |
| ①ある 障害の程度 身体・精神・知的（ ）級 障害の内容（ ） |
| ②ない |

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 買物等、外出する用事は | ① 1人でしている ② ()に頼んでいる |
| 身のまわりのことについて | ① 1人でしている ② ()に頼んでいる |

(1) 日常生活の状況について（できる、できないのどちらかの欄に○をつけてください）

(2) (1)で「できない」とした項目について、それをどのように補う予定ですか。具体的に記入してください。

切り取り

また、京都府住宅供給公社が単身入居の入居資格の審査を行うに際し、本申立書、応募書類及び面接等で知った事項について、関係行政機関に提供することに同意します。

氏 名

(※申込時に必ず提出してください)

*②裏面にも記入してください

＜中丹・丹後地域府営住宅の申込者の方へ＞

○申込者本人及び同居親族〔府営住宅入居予定者〕について、以下の該当する項目に○印を付けて必要事項を記入してください。

○外国人の方の氏名は、在留カード記載のとおりに入力してください。

申込者(入居者)及び同居親族の状況申立書(①表面)

京都府住宅供給公社理事長様

令和____年____月____日

申込者氏名_____

①生活保護受給者が 《いる・いない》

➡《いる》に○印を付けた方は、その全ての生活保護受給証明書【原本】(直近のもの)を当選後に提出してください。

②年金〔国民・厚生・共済・基金・企業・遺族・障害等〕受給者が 《いる・いない》

➡《いる》に○印を付けた方は、その全ての年金通知ハガキ【全ページ写し】(直近のもの)を当選後に提出してください。

③障害者手帳(身体・精神・療育)所持者が 《いる・いない》

➡《いる》に○印を付けた方は、その全ての障害者手帳【全ページ写し】を当選後に提出してください。

④自家所有者(持ち家の方)が 《いる・いない》

➡《いる》に○印を付けた方は、所有権移転登記後の登記簿謄本【原本】等を当選後期限までに提出してください(提出期限・入居予定時期については、6ページ参照)。

⑤申込者本人及び同居親族〔府営住宅入居予定者〕(男性18歳以上・女性18歳以上で、年齢にかかわらず)全員の婚姻歴について、お答えください。

➡その全ての氏名を記入し、該当する状況に○印を付けて、配偶者がいない方は戸籍謄本【原本】を、離婚協議中の方は離婚届受理証明書【原本】を当選後に提出してください。

氏名 _____ 《婚姻中・離婚協議中・離婚・死別・未婚》

氏名 _____ 《婚姻中・離婚協議中・離婚・死別・未婚》

氏名 _____ 《婚姻中・離婚協議中・離婚・死別・未婚》

氏名 _____ 《婚姻中・離婚協議中・離婚・死別・未婚》

*①表面にも記入してください

<中丹・丹後地域府営住宅の申込者の方へ>

○申込者本人及び同居親族〔府営住宅入居予定者〕について、以下の該当する項目に○印を付けて必要事項を記入してください。

○外国人の方の氏名は、在留カード記載のとおりに入力してください。

申込者(入居者)及び同居親族の状況申立書(②裏面)

⑥現在働いている者(アルバイト・自営業含む)が 《いる・いない》

➡《いる》に○印を付けた方は、その全ての氏名等を記入し該当する状況に○印を付けて、募集案内書8～9ページに記載された必要書類を当選後に提出してください。

就職(開業)後、間がなく証明が1カ月未満の場合は、入居時期が遅れることがあります。

○ 氏名 _____ 勤務先名称 _____

就 職 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 頃

勤務先所在地 _____ 電話番号 _____

○ 氏名 _____ 勤務先名称 _____

就 職 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 頃

勤務先所在地 _____ 電話番号 _____

○ 氏名 _____ 勤務先名称 _____

就 職 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 頃

勤務先所在地 _____ 電話番号 _____

○ 氏名 _____ 勤務先名称 _____

就 職 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 頃

勤務先所在地 _____ 電話番号 _____

⑦現在高校・大学等(中学校以下は除く)に在学中の者が 《いる・いない》

➡《いる》に○印を付けた方は、その全ての氏名等を記入してください。

在学証明書【原本】(高校生は学生証の写し可)を当選後に提出してください。

○ 氏名 _____ 学校名 _____ 学年 _____ 年生

○ 氏名 _____ 学校名 _____ 学年 _____ 年生

○ 氏名 _____ 学校名 _____ 学年 _____ 年生

○ 氏名 _____ 学校名 _____ 学年 _____ 年生

*ご不明の点は、当公社 住宅管理課 075-432-2018 までお尋ねください。